

規則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十四号

医療法施行細則の一部を改正する規則

第一条 医療法施行細則（平成十三年埼玉県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第九号を次のように改める。

九 削除

第一条第一項に次の一号を加える。

十九 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）

第九条の十五の二の医師宿直免除認定の申請 様式第十八号の二

第一条第二項第一号中「医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

様式第一号中「第6条各号」や「第5条各号」及び「洗濯室」や「洗濯施設」に、「第15条の2」や「第15条の3第2項」を加える。

様式第四号中「第8条」や「第7条」に改める。

様式第五号中

助産所にあつては、助産師の氏名、勤務の日及び勤務			
氏名	勤務日	勤務時間	

助産所にあつては、助産師の氏名、勤務の日及び勤			
氏名	勤務日	勤務時間	

出張のみによつてその業務に従事する助産師（助産を行う者に限
妊婦等の異常に対応する産科又は産婦人科及び小児科を標ぼうす
の住所及び名称

住	所	名

時間	摘要

様式第17号（第1条関係）

年 月 日				
(宛先) 保健所長 開設者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名）㊦ 電話番号 診療所・助産所開設届 次のとおり、医療法施行令第4条の2第1項の規定により届け出ます。				
名 称				
所 在 地	電話番号	ファクシミリ番号		
開 設 年 月 日	年 月 日			
管 理 者	住 所			
	氏 名			
診療に従事する医師及び歯科医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間				
氏 名	職 名（診 療 科 名）	診 療 日	診 療 時 間	雇 用 年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
分べんを取り扱う助産所にあつては、嘱託医師の住所及び氏名				
住 所	氏 名	診 療 科 名		

分べんを取り扱う助産所にあつては、囑託する病院又は診療所の住所及び名称				
住 所		名 称		
助産所にあつては助産師の氏名、勤務の日及び勤務時間				
氏 名	勤 務 日	勤 務 時 間	摘 要	
勤務する薬剤師				
氏 名	職 名	免 許 登 録 年 月 日	登録地、番号	摘 要
出張のみによってその業務に従事する助産師（助産を行う者に限る。）にあつては、妊婦等の異常に対応する産科又は産婦人科及び小児科を標ぼうする病院又は診療所の住所及び名称				
住 所		名 称		

備考1 医師、歯科医師及び助産師にあつては、免許証の写し及び履歴書を添付すること。

2 助産所の囑託医師及び囑託医療機関の記載に当たっては、囑託した旨の書類を添付すること。

様式第 十二号 中 「あて先」 や 「宛先」 に

2 分娩を取り扱う助産所の嘱託医療機関の住所及び名称 (嘱託した旨

師の住所及び氏名又は嘱託医療の書類を含む。)

や

2 分べんを取り扱う助産所の嘱託医師の住
療機関の住所及び名称 (嘱託した旨の書類
3 出張のみによってその業務に従事する助
限る。) にあつては、妊婦等の異常に対応
及び小児科を標ぼうする病院又は診療所の

所及び氏名又は嘱託医
を含む。)

産師 (助産を行う者に
する産科又は産婦人科
住所及び名称

に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第18号の2（第1条関係）

年 月 日		
(宛先) 保健所長		
病院 所在地 名 称 管理者 氏 名 [㊦] 電話番号		
医 師 宿 直 免 除 認 定 申 請 書		
次のとおり、医療法施行規則第9条の15の2の認定を申請します。		
診 療 科 目		
病 床 数		
医師を宿直させない理由		
医師が速やかに診療を行える体制の確保状況について	連 絡 体 制	
	連絡を受ける医師の場所	
	医師が適切な診療が行える状態の確保の有無	有 ・ 無

備考 「医師が適切な診療が行える状態の確保の有無」について、「有」とした場合には当該事項が確認できる医療機関内の規程や内規等を添付すること。

様式第十九号中「~~解9~~」を「~~解5~~」に改める。
様式第二十六号を次のように改める。

第二条 医療法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第二十六号中「函野がト配していひる或内」を「函野の確保を特に函ひる
び内

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。